

各高齢者福祉施設 施設長 様
各介護サービス事業所 管理者 様

仙台市健康福祉局保険高齢部介護事業支援課長

令和6年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出の注意点について

平素より本市の高齢者福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「令和6年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出」につきましては、令和6年3月19日付でお知らせしておりましたが、**令和6年4月1日より新設される加算を新たに算定する場合に上記届出に添付が必要な書類の一覧**を以下の本市ホームページに掲載いたしました。ご確認の上、ご提出いただきますようよろしくお願いいたします。なお、すでにご提出いただいている届出に不足している添付書類等がございましたら、追加でのご提出をお願いする場合がございますので、あらかじめご承知ください。

【仙台市ホームページ添付書類一覧掲載ページ】

ホーム > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 高齢者施設・介護保険などサービス > 居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス（事業者向け） > 令和6年度介護報酬改定に係る介護給付費算定に係る体制等に関する届出書について
https://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/r6kaigohousyukaitei_todokede.html

また、厚生労働省の「既存のサービス事業所の届出留意事項」の内容によりますと、以下の加算等につきましては、**現在算定している加算等に変更がない場合にも届出が必要となる**とされており、令和6年3月19日付ですすでにお知らせしておりました内容（現在算定している加算等に変更がない場合は提出が不要）と異なる場合があることが分かりました。

よって、**以下の加算等についてのみ届出をご提出される場合**に限り、届出の締め切りを**令和6年4月15日（月）**まで延長いたします。

各事業所におかれましては、上記添付書類一覧の該当サービスの「提出が必要となる場合」を必ずご確認いただき、必要な届出を行っていただきますようお願いいたします（介護給付費算定に係る体制等状況一覧表上にチェック漏れがないようご注意ください。）。

	加算等の名称	提出が必要となる場合
①	高齢者虐待防止措置実施の有無	必ず届出が必要。 ※新たな届出がない場合は減算とみなす。
②	業務継続計画策定の有無	必ず届出が必要。 ※新たな届出がない場合は減算とみなす。
③	一体的サービス提供加算 【通所介護型サービス】	運動器機能向上サービスを組み合わせ、選択的サービス複数実施加算Ⅰを算定していた場合には取下げの届出が必要。
④	個別機能訓練加算 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設】	「加算Ⅰ」～「加算Ⅲ」のいずれかとする場合に届出が必要。 ※新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
⑤	認知症短期集中リハビリテーション 実施加算【介護老人保健施設】	「あり」とする場合、必ず届出が必要。 ※新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
⑥	リハビリ計画書情報加算 【介護老人保健施設】	「加算Ⅰ」とする場合、必ず届出が必要。 ※既存届出内容が「あり」の場合で、新たな届出がない場合は「加算Ⅱ」とみなす。

⑦	医療連携体制強化加算 【(介護予防) 認知症対応型共同生活介護】	算定する場合は、必ず届出が必要。
⑧	夜間看護体制加算 【特定施設入居者生活介護】	「加算Ⅰ」とする場合、必ず届出が必要。 ※既存届出内容が「対応可」の場合で、新たな届出がない場合は「加算Ⅱ」とみなす。
⑨	ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制 【居宅介護支援】	既に情報通信機器等の活用等の体制が「あり」として届出しており、令和6年4月以降も左記の体制が「あり」の場合も届出が必要。

【問い合わせ先】

仙台市健康福祉局介護事業支援課

○入所系施設：022-214-8318（施設指導係）

○訪問・通所系事業所等：022-214-8192（居宅サービス指導係）

○居宅介護支援事業所等：022-214-8626（ケアマネジメント指導係）